

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

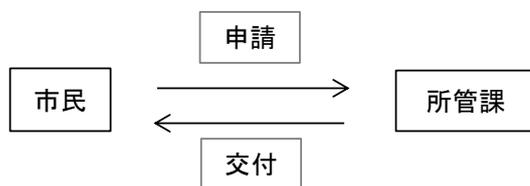
処 分 名	完成検査済証の再交付	
処 分 の 概 要	完成検査済証の交付を受けている者の申請に基づき、再交付を行う。	
根 拠 法 令 名	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)	
条 項	第8条第4項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	3日
判断基準	<p>危険物の規制に関する政令第8条第3項の完成検査済証の交付を受けている者で、当該完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】                  危険物の規制に関する政令                  第2章 製造所等の許可等                  (完成検査の手続)                  第八条 法第十一条第五項の規定による完成検査(以下「完成検査」という。)を受けようとする者は、その旨を市町村長等に申請しなければならない。                  2 市町村長等は、前項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、当該製造所等の完成検査を行わなければならない。                  3 市町村長等は、完成検査を行った結果、製造所にあつては第九条及び第二十条から第二十二条まで、貯蔵所にあつては第十条から第十六条まで及び第二十条から第二十二条まで、取扱所にあつては第十七条から第十九条まで及び第二十条から第二十二条までにそれぞれ定める技術上の基準(法第十一条の二第一項の検査(以下「完成検査前検査」という。)に係るものを除く。)に適合していると認めるときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。                  4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。                  5 完成検査済証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、申請書に当該完成検査済証を添えて提出しなければならない。                  6 第三項の完成検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した完成検査済証を発見した場合は、これを十日以内に完成検査済証の再交付をした市町村長等に提出しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

3日



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。